

さいたま市告示第692号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、自立支援医療機関（精神通院医療）を担当する者として指定を受けていた指定自立支援医療機関の開設者から、次のとおり同法第65条の規定による辞退の届出があったので告示する。

令和7年4月15日

さいたま市長 清水 勇 人

1 辞退した医療機関

- ・ 別紙のとおり

2 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所福祉局障害福祉部障害福祉課自立支援給付係
- (2) 電話 048（829）1305

(別紙)

辞退した医療機関

指定医療機関名	住所	辞退年月日
あさつき薬局	さいたま市見沼区大字南中野 5 6 6	令和 7 年 4 月 3 0 日
訪問看護ステーションおおや	さいたま市大宮区堀の内町 2 - 2 3 8 - 2	令和 7 年 3 月 3 1 日